

エボラ出血熱に関する関係省庁対策会議幹事会の開催について

令和 8 年 5 月 18 日
エボラ出血熱に関する
関係省庁対策会議議長決定

1 エボラ出血熱に関する関係省庁対策会議の開催について（令和 8 年 5 月 18 日関係省庁申合せ）第 3 項の規定に基づき、エボラ出血熱に関する関係省庁対策会議幹事会（以下「幹事会」という。）を開催する。

2 幹事会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣官房内閣審議官（感染症危機管理統括審議官）
構成員 内閣官房内閣参事官（内閣感染症危機管理統括庁）
内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補（内政担当）付）
内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補（事態対処・危機管理担当）付）
内閣官房内閣参事官（内閣広報室）
内閣官房内閣参事官（内閣情報調査室）
警察庁警備局警備運用部警備第三課長
消防庁消防・救急課救急企画室長
出入国在留管理庁総務課危機管理企画調整官
外務省領事局政策課長
財務省大臣官房総合政策課政策推進室長
文部科学省大臣官房総務課危機管理官
文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課長
厚生労働省大臣官房厚生科学課長
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課長
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長
農林水産省消費・安全局動物衛生課長
国土交通省大臣官房危機管理官

3 幹事会は、特定の事項について専門的な検討を行うため、別に定めるところにより、ワーキンググループを開催することができる。

4 幹事会の庶務は、厚生労働省その他の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処

理する。

- 5 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規程は、決裁の日から実施する。